

平成30年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成31年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の特例を定める件 概要

(1) 平成30年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増の認可の申請の場合

東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の収容定員増でないことを認可の基準とする。ただし、次の場合は除く。

- ① 大学又は短期大学の収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成29年6月30日までに申請についての意思の決定がなされたことを証する書類が存在している場合
- ② 地域の医師確保のためのいわゆる医学部の地域枠に係る臨時定員増の場合

(2) 平成31年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請の場合

東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の設置でないことを認可の基準とする。ただし、次の場合は除く。

- ① 大学又は短期大学の設置に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成29年9月30日までに申請についての意思の決定がなされたことを証する書類を刊行物への掲載、インターネットの利用又は広く周知を図ることができる方法によって公表している場合
- ② 東京都の特別区に所在する専修学校の専門課程（専門学校）の総定員を平成31年度に減少させ、その減少させた定員を活用して、専門職大学又は専門職短期大学を設置する場合

(3) 施行期日

- ・ 公布日（平成29年9月29日）から施行する。
- ・ ただし、専門職大学及び専門職短期大学に係る規定は、平成31年4月1日から施行する。

# 東京23区の大学の定員抑制に係る暫定的な対応（平成30～31年度分）について

パブコメ案 (本年8月14日公示)	
抑制方法	既存の告示（大学設置認可基準）を改正
抑制の対象となる申請	A. 平成30年度の収容定員の増 (申請：本年10月)
	B. 平成31年度の大学の設置 (申請：本年10月)
	C. 平成31年度の学部等の設置、収容定員の増 (申請：来年3月、6月)
抑制内容・例外事項	東京23区の大学の収容定員増に関する申請を認可しない（定員の抑制）。 【抑制の例外事項】 ①施設整備等の必要な投資を行う場合であって、一定の時期までに機関決定等を行っている場合 ②東京23区所在の専門学校が当該学校の定員を活用して専門職大学を設置する場合 ③医学部地域枠による臨時定員の増

見直し後の対応	
本年9月末時点に対応する内容	有識者会議の最終報告等を踏まえ対応する内容
	既存の告示とは別の特例告示を制定
A. 平成30年度の収容定員の増 (申請：本年10月)	—
B. 平成31年度の大学の設置 (申請：本年10月)	—
	C. 平成31年度の学部等の設置、収容定員の増 (申請：来年3月、6月)
	・「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」の最終報告、総合戦略改訂を踏まえ、可能な限り、立法措置に基づき規制と同内容（社会人、留学生の例外の追加等）になるようにする。
	・パブコメ案と同様の内容

平成 29 年 9 月 29 日  
文 部 科 学 省  
高等教育局高等教育企画課

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校<sup>1</sup>の設置等に係る認可の  
基準の一部を改正する告示案に関するパブリックコメント(意見公募  
手続)の結果について

「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校<sup>1</sup>の設置等に係る認可の基準の一部を  
改正する告示案に関するパブリックコメント(意見公募手続)の実施について」につい  
て、平成 29 年 8 月 14 日から平成 29 年 9 月 12 日までの期間、電子メール・郵便・フ  
ァックスを通じて、広く国民の皆さまから御意見の募集を行いましたところ、合計 286 件  
のご意見をいただきました。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおり  
です。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約しております。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>人口減少が見込まれる中、大学の定員を抑制するという方向性に賛成する。</p> <p>学生数を確保することだけを目的に、立地の有利な大都市圏で定員を増やそうとする大学が少なくない中、東京 23 区の定員を抑制することは大学と学生の質の保証にもつながるものである。</p>	<p>「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、今後、18 歳人口が大幅に減少する中、学生の過度の東京への集中により、地方大学の経営悪化や東京圏周縁で大学が撤退した地域の衰退が懸念されることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生の集中が進み続ける東京 23 区においては、大学の定員増は認めないことを原則とする</li> <li>・具体的な制度や仕組みについては年内に成案を得る</li> <li>・本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行うとされたところです。</li> </ul> <p>これを踏まえ、平成 30 年度の大学等の収容定員増又は 31 年度の大学等の設置の認可の申請の場合においては、原則として、「東京 23 区に所在する大学等の収容定員増又は設置でないこと」を審査の基準とすることとしました(平成 30 年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成 31 年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の特例を定める件(以下「特例告示」という。))。</p>
<p>定員をどのように設定するかは本来大学自身の判断と責任に委ねられるべきであり、これを制限することは、大学の自治・学問の自由に反するものである。社会ニーズに応じた学部の設置など大学の自主・自立的な教育改革等の取組を阻害することになる。</p>	<p>今回の特例告示は、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)を踏まえ、平成 30 年度の大学等の収容定員増と、平成 31 年度の大学等の設置に限り、暫定的に措置するものであり、今後の対象範囲や例外事項等については、現在、まち・ひと・しごと創生担当大臣の下に置かれている「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」で議論が行われているところです。</p>
<p>首都圏には魅力ある教育研究活動を行っている大学が多く、これらの大学に進学したいと考える若者が多いのは当然である。東京 23 区の大学定員の抑制は地方の若者が東京で学びたいとする希望を制限するものであり、適切ではない。</p>	<p>当該検討に際しては、今後、18 歳人口が大幅に減少する中において、我が国の高等教育の展望や個々の大学の教育・研究体制に与える影響にも十分留意しつつ、引き続き内閣官房と連携し、取り組んでまいります。</p>
<p>東京 23 区の大学定員を抑制して若者を地方の大学に進学させるのではなく、地方大学が自らの魅力を向上することにより、若者が地方大学で学びたいと考えるようになることが重要である。</p>	<p>地方創生の観点からは、今回の措置だけでなく、地方大学の活性化を図ることが極めて重要であり、内閣官房と連携しながら、その振興に取り組んでまいります。</p> <p>また、地元への就職については、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」の中間報告(平成 29 年 5 月)においても、i. 奨学金返還支援制度の全国展開 ii. 地方</p>

<p>地方に仕事がないければ若者は結局地方に残ることができない。地方から東京に流入するのは大学進学時よりも大学卒業後の就職時の方が多いため、地方創生に必要なことは地方産業の振興であって、東京 23 区の大学定員を制限することには意味がない。</p>	<p>創生インターンシップの推進 iii. 地方拠点強化税制の見直し等が必要とされているところであり、現在内閣官房において具体化に向けた検討が進められているところです。</p>
<p>東京は日本の学問の中心として、多くの先進的研究が集積し、また地方の学生・留学生をはじめ多くの人材が交流する場となっている。社会・経済のグローバル化がますます進展していく中、東京 23 区の定員の抑制は、大学とその人材育成機能を弱体化し、また大学の国際競争力を低下させることにつながるものであり、日本が国際社会で競争を勝ち抜いていく上で大きな損失となる。</p>	<p>今回の特例告示は、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」（平成29年6月9日閣議決定）を踏まえ、平成 30 年度の大学等の収容定員増と、平成 31 年度の大学等の設置に限り、暫定的に措置するものです。社会人や留学生の取扱いを含め、今後の対象範囲や例外事項等については、現在、まち・ひと・しごと創生担当大臣の下に置かれている「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」で議論が行われているところです。</p> <p>申請時期が来年3月以降となる平成 31 年度の大学等の学部等の設置と収容定員増については、いただいた御意見も受けて、年内に取りまとめられる予定の「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」の最終報告等の内容を踏まえられるよう、今後の告示の中で対応する予定です。</p>
<p>社会人の学び直しのニーズが高まっている中、大学の入学定員を規制するべきではない。</p>	<p>今回の特例告示は、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」（平成29年6月9日）を踏まえ、平成 30 年度の大学等の収容定員増と、平成 31 年度の大学等の設置に限り、暫定的に措置するものです。</p> <p>また、その例外事項として、大学等の収容定員増又は設置に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、一定の期日までに機関決定及び対外公表を行っている場合に係る規定を設け、大学に実質的に大きな損失をもたらさないよう一定の配慮を行っています。</p>
<p>首都圏には、長期的な展望に基づき、23 区内の定員の増を伴う教育組織の改編、キャンパス移転等の計画を進めてきた私立大学も少なくない。既に一定の投資を行っているケースもあり、政策により突然に規制をかけることになれば、私立大学の事業展開や経営に大きな影響を及ぼしかねない。</p>	<p>今回の特例告示は、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」（平成29年6月9日）を踏まえ、平成 30 年度の大学等の収容定員増と、平成 31 年度の大学等の設置に限り、暫定的に措置するものです。</p> <p>また、その例外事項として、大学等の収容定員増又は設置に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、一定の期日までに機関決定及び対外公表を行っている場合に係る規定を設け、大学に実質的に大きな損失をもたらさないよう一定の配慮を行っています。</p>